六号	六八七、〇〇〇円		
七号	六二七、〇〇〇円		
八号	五六九、〇〇〇円		
一号	四七五、四〇〇円		
二号	四四〇、五〇〇円		
三号	四一九、二〇〇円		
四号	三九四、七〇〇円		
五号	三六五、七〇〇円		
六号	三五〇、五〇〇円		
七号	三三三、三〇〇円		
八号	三二四、〇〇〇円		
九号	三〇五、二〇〇円		
十号	二九六、四〇〇円		
十一号	二九〇、〇〇〇円		
十二号	二八六、二〇〇円		
一号	八七八、〇〇〇円	簡易裁判所判事	
二号	七五九、〇〇〇円		
三号	六八七、〇〇〇円		
四号	六二七、〇〇〇円		
五号	四九三、五〇〇円		
六号	四七五、〇〇〇円		
七号	四四〇、五〇〇円		
八号	四一九、二〇〇円		
九号	三九四、七〇〇円		
十号	三六五、七〇〇円		
十一号	三五〇、五〇〇円		
十二号	三三三、三〇〇円		
十三号	三二四、〇〇〇円		
十四号	三〇五、二〇〇円		
十五号	二九六、四〇〇円		
十六号	二九〇、〇〇〇円		
十七号	二八六、二〇〇円		

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

2　この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）第十五条及び別表の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

法務大臣　山下　貴司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第八十五号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「単身赴任手当」の下に「及び転居手当」を加える。

附則第三条中「六十六万四千円」を「六十八万七千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	俸給月額
検事総長	一、五七四、〇〇〇円
次長検事	一、二八八、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	一、三九九、〇〇〇円
その他の検事長	一、二八八、〇〇〇円